

主任介護支援専門員更新研修におけるレポート代替措置の取扱いについて

1 令和5年度主任介護支援専門員更新研修におけるレポート代替措置を適用する場合について

主任介護支援専門員更新研修において、以下の（１）と（２）の両方に該当したときにレポート代替措置を適用します。

（１）新型コロナウイルス感染症の影響から研修の中止・延期等が生じ、研修受講回数が要件に満たず、市が多摩市主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準の別表に定めるやむを得ない理由として認めるとき。

（２）令和5年5月12日付け5福保高介第165号「令和5年度第Ⅰ期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について」3受講対象者（２）ウ※18に記載の新型コロナ特例措置を適用しても要件を満たさないとき。

※（２）は、以下の①と②の両方に該当した場合のことをいいます。

① 直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から平成30年度までの期間及び令和3・4年度について、資質向上を図る研修等を毎年度4回以上参加していること。

② 令和3・4年度において資質向上を図る研修等の年度別参加回数から4回を引いた研修受講回数を令和元年度及び令和2年度の研修受講回数に充当してもなお令和元年度に2回以上、令和2年度に1回以上の研修受講回数に満たないこと。

2 レポート提出の必要件数について

上記「1 令和5年度主任介護支援専門員更新研修におけるレポート代替措置を適用する場合について」の（１）及び（２）に該当したとき、令和2年度において1回に満たない研修参加の回数分についてレポートの提出が必要となります。

《回数要件の取扱い》

⋮

平成30年度まで及び令和3・4年度は、各年度4回以上

平成30年度	1	2	3	4	
令和元年度	1	2	←		}
令和2年度	①	←			
令和3年度	1	2	3	4	
令和4年度	1	2	3	4	

東京都が研修受講回数を緩和
東京都の新型コロナ特例措置に準じ、令和元年度については2回以上、令和2年度については1回以上、研修を受講していれば認めます。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により1年度を通して、勉強会・研修に中止・延期等が生じたことから、令和2年度の1回分につき、レポートの提出による代替措置を認めます。

- ※ 1～4：研修受講回数
 - 無し数字：研修受講必須。
 - 付き数字：レポート代替可能。
- ※ 令和元年度の研修受講回数2回分については、レポート提出による代替措置は認められません。

3 レポート課題内容について

以下のレポート課題 a)から e)のうちいずれかを選択し提出してください。

a) 自由課題レポート形式

今後、主任介護支援専門員として、あなたが知っておくべきだと考えるテーマを題材とした書籍を読み（事業所で実施をした勉強会の内容でも可）、まとめてください。

b) 主任介護支援専門員はスーパーバイザー（指導する者）として、周りの介護支援専門員への助言や指導、介護サービス計画書（ケアプラン）作成に対するアドバイスなどを行う役割を担いますが、具体的に主任介護支援専門員としてあなたが行うべきと考えるものをまとめてください。

c) 介護サービスを利用する利用者の多くは、体や精神機能の低下により、支援を必要とすることが多いですが、その際、利用者の為にとという考えから、立場的に介護者と利用者との間で弱者と強者の関係になりやすく、利用者への権利侵害が起こってしまう可能性があります。
そのような状況をふまえた上で、権利擁護における介護支援専門員の役割を調べて述べるとともに、自身の事例に結び付けてまとめてください。

d) 介護サービスを行う上で、利用者の自己決定支援やその人らしさを考えた支援を行うことをエンパワメントと言いますが、あなたが、そのような支援を行うにあたり大切だと考えることと主任介護支援専門員として行うべきことについて考え、まとめてください。

e) 多摩市の要介護者や介護保険の利用状況について調べて述べ、現状の多摩市の介護保険を取り巻く状況を考察し、意見をまとめてください。

《文字数》

全て 600 字以上とする。

《提出方法》

多摩市の指定するレポート用紙を使用し提出すること。